

## 平安貴族の美意識——「美麗」と「優美」——

曾我 良成

## はじめに

室町期の御伽草子の『酒吞童子』には、酒吞童子の容貌について次のように記されている。

童子が先払いとおぼしくて、十余人、眼は三つ、鼻は長く、常の人とも覚えぬ。異類異形の恐しける者なり。庭に畏り、さて、奥の方動揺し、暖風しきりに吹きて、人々、身の毛いよだつ。肝を消し侍りける。ややしばしありて、日の出ることく、輝ききらめきたるを見れば、高さ一丈ばかりもあるらんと見え、髪は禿に白く肥え太り、容顔美麗にして、年四十ばかりに見えたる、織物の小袖に、赤袴を踏みくくみ、童子二人の肩にかかり、小牡鹿の歩むごとく、左右を見まはし、時々目陰を刺し、ゆすめき出でたる景気、事柄、あたりを払ひて、まことに伝へ聞きしよりまさりて、恐しき申すはかりなし。されども、六人の人々、すこしも騒ぐ気色見えざりけり。

（『酒吞童子絵』新編日本古典文学全集二三『室町物語草子集』）

酒吞童子といえは恐ろしいものの代表のような存在で、浮世絵などの中には鬼として描かれているものさえ有るほどである。「身長一丈（三メートル）ほどで、髪型は禿（いわゆるおかっぱ？）で色白で肥え太っているが、顔立ちが美しく年齢は四十歳ほどに見えた」という。もちろん物語の

創作なのだが、恐ろしいはずの酒吞童子が「容顔美麗」と記されているはいったいどういうことであろうか？

もう一つ、現代人にはわかりにくい造形の記述をあげておこう。それは源頼朝の外見に関する記述である。中年以上の日本人の源頼朝のイメージは、今となつては「伝源頼朝像」となっている神護寺の肖像画である。弟源義経をも滅ぼし、鎌倉幕府の基礎を固めた冷徹な政治家像として、当時はそれなりに納得したものである。頼朝の容姿について明確に記した史料は残っていない。

『平家物語』（征夷將軍院宣のなかに、頼朝と対面した中原泰定の言葉として）以下のように記されている。

御簾たかくあげさせ、兵衛佐殿出られたり。布衣に立烏帽子なり。顔大きに、せいひきかりけり。容貌優美にして言語分明なり。

（新編日本古典文学全集四六『平家物語』一〇）

顔が大きく、背は低いが「容貌優美」とあるという。引用したのは屋代本を元にした本文であるが、この部分の『平家物語』諸本の記述は第一表の通りである。長門本に「すこしひきぶ」とある以外は、諸本共通して顔が大きく背が低く容貌は優美であったということになっている。

現代社会に於いて、容貌を売りとしている職業であるモデルやイケメン俳優の一般的なイメージは、頼朝とは正反対の小顔で高身長となつて

〔第一表〕平家物語諸本の源頼朝の容貌の記述

諸本	本文
源平闘諍録 長門本	顔大きにして長卑かりけり。容貌美麗にて優美なり。言語分明にして 容顔あしからず。貌大にしてすこしひきぶとに見え候。容ゆう美にて、言語分明也
源平盛衰記 南都本	顔大ニシテ長ヒキク、容貌花美ニシテ、景体優美也。言語分明ニシテ 兒大キニシテ長ヒキカリケリ。容顔美麗ニシテ其姿優美ナリ。言語分明ニシテ
屋代本 覚一本	顔長ク勢ヒキカリケリ。容貌優美ニシテ言語分明ナリ 貌大に、せいひきかりけり。容兒悠美にして、言語分明也。
中院本	かほ大に、せいひきかりけり。ようはういうひにして、けんきよふんみやう也

いるように思われる。もちろんこの記述は、中原泰定の目を通して感想であり、さらにそもそも物語の一節であるから、実際の頼朝が大顔・低身長であったかどうかは全く不明である。ただ、ここで注目しておきたいのは『平家物語』の作者や読者・聴衆にとつて、「容貌優美」と大顔・低身長が矛盾していないという事実である。ここは、現代社会の意識と少し異なっているのではないだろうか。

これらのことをわかりにくくしているのは「美麗」とか「優美」という言葉の持つ意味が厳密に検討されてこなかったことが一つの原因となっている。とくに「優美」という言葉が広く使用されるようにな

るのは平安時代からのことであつて、そこには平安貴族の美意識の問題が深く関わっている。本稿では、酒吞童子の「美麗」、源頼朝の「優美」にまつわる疑問を解きほぐしつつ、平安から鎌倉期にかけての「美」についての意識の時代的特徴を明らかにしていくことを目的としている。

## 一、「美麗」

「美麗」とは、『日本国語大辞典』には「美しいこと。うるわしくあでやかなこと。また、そのさま。」とあり、用例としては「一美服事、紅紫両色只禁美麗矣」(『権記』長保二年「一〇〇〇」五月「四日条」)、「一人の女出来たり(略)端正にして有様美麗なる事无並し」(『今昔物語集』「一一二〇頃か」四・八)などがあげられている。

「美麗」の古い用例は、『古事記』に「美麗嬢子」(『古事記』応神天皇記)、「其形容美麗」(『古事記』雄略天皇記)などが見え、『日本書紀』にも「觀美麗之威儀」・「有美麗小蛇」(『日本書紀』崇神天皇十年九月壬子)、「美麗童女」(『日本書紀』垂仁天皇二年是歳条)などがあり、物の美しい様、とくに人間の容姿の美しい様を表すのに使用されている。

『日本国語大辞典』には用例として、『今昔物語集』と『権記』が示されている。そこで「美麗」の意味を、(1)物語の代表としての『今昔物語集』の用例、(2)『権記』に代表される貴族日記の用例、の二側面から考えてみることにする。

### (1)物語の「美麗」

本節では、数多い物語の中で「美麗」の使用例が最も多い『今昔物語集』(1)(以下『今昔』と略す)をとりあげ、人々の意識する「美麗」について明らかにしていきたい。

『今昔』においては、「美麗」と表現される容姿について、

- ・端正美麗ノ女人（『今昔』卷十三「下野国僧住古仙洞語第四」）
- ・年若クシテ形美麗ナル男

（『今昔』卷十四「為救野千死写法花人語第五」）  
とあるように、女性にも男性にも使用されている。

また、

- ・（今歳の）端正美麗ナル男子

- ・（『今昔』卷十一「義洲僧正始造童蓋寺語第三十八」）  
一ノ男子ヲ儲タリ。其ノ形チ美麗

（『今昔』卷十六「備中国賀陽良藤為狐夫得観音助語第十七」）  
とあるように、生まれたばかりの乳児をも対象となっている。さらに、

- ・年十二三許ノ女ノ形チ美麗ナル

- ・（『今昔』卷十六「仕観音人行竜宮得富語第十五」）  
年十七八歳許有ル女ノ、形端正ニシテ姿美麗ナル

- ・（『今昔』卷十三「紀伊国道成寺僧写法花救蛇語第三」）  
妻八年二十余許ニテ、形チ美麗ニ髪長カリケレバ

- ・（『今昔』卷二十九「隠世人智成」）「語第四」  
年二十七八許ニテ、形チ有様美麗ナル女有リケリ

- ・（『今昔』卷二十三「相撲人大井光遠妹強力語第二十四」）  
年ハ僅ニ三十許ニシテ、形チ美麗ニ有様微妙キ事無限シ

（『今昔』卷二十二「時平大臣国経取大納言妻語第八」）  
などのように、十代から三十代の年齢の人物が対象となっているのは当然としても、

- ・（藤原敦忠）年ハ四十許ニテ形チ有様美麗ニナム有ケル

（『今昔』卷二十四「敦忠中納言南殿桜説和歌語第三十二」）  
とあるように、四十歳代の男性についても使用されている。

また、

- ・一人ハ年若クシテ形兒美麗

- ・（『今昔』卷十三「紀伊国道成寺僧写法花救蛇語第三」）  
娘有ケリ。形ハ極テ美麗ニシテ

- ・（『今昔』卷十六「瘧女依石山観音助得言語第二十二」）  
形端正ニシテ姿美麗ナル

（『今昔』卷十三「紀伊国道成寺僧写法花救蛇語第三」）  
などとあるように、そもそも「美麗」とされるのは「良」の貌、「形」、「姿」などの外観である。それ故、その人物について外観以外のことを評価しようとする時、以下のように追加記述が必要になる。

- ・其ノ人（藤原常行）ノ形美麗ニシテ、心ニ色ヲ好テ  
（『今昔』卷十四「依尊勝陀羅尼験力遁鬼難語第四十二」）  
・（大宰大式某の「男」）形チ美麗ニシテ心賢ク思量有ケリ

- ・（『今昔』卷十六「從鎮西上人観音助遁賊難持命語第二十二」）  
・（尼）形チ美麗ニシテ心柔和也ケリ

- ・（『今昔』卷十七「陸奥国女人依地藏助得活語第二十九」）  
・「若君形美麗ニシテ心ニ慈悲有ケリ」

- ・（『今昔』卷十九「依小兒破硯侍出家語第九」）  
・（藤原敦忠）有様美麗ニナム有ケル。人柄モ吉カリケレバ

（『今昔』卷二十四「敦忠中納言南殿桜説和歌語第三十二」）  
外見は「美麗」であるけれども、「好色である」、「賢く思慮深い」、「柔和である」、「慈悲深い」、「人柄が良い」など、良いにつけ悪いにつけ、追加での説明が必要とされる。これは「美麗」が、単純に外見の美しさのみの評価であることの証拠である。

相撲人大井光遠の妹は「年二十七八許ニテ、形チ有様美麗ナル女」であったが、「鹿ノ角ノ大ナルナドヲ膝宛テ、ソコヲ細キ肱ヲ以テ枯木ナド折ル様ニ打碎ク者」すなわち鹿の大きな角を膝にあて細腕でまるで枯れ木でも折るように打ち砕く「事ノ外ノ力有ケル女」であったという（『今昔』卷

二十三相撲人大井光遠妹強力語第二十四。「美麗はあくまで外見に関する評価なので、怪力という彼女の特性とは何ら矛盾しない。たんに、人は見かけによらず、というだけのことであった。

先に酒呑童子が、「身長三メートルほどで、髪型は禿(いわゆるおかつぱ?)で色白で肥え太っているが、顔立ちには「美麗」で年齢は四十歳ほどに見えたという記述を示したが、四十代の男性が「美麗」とよばれる例もあつたし、外見上「美麗」な人物が怪力で十分ありうるものと、当時の読者には認識されていた。一丈の身長はともかくとして、いかにも怪物然とした容姿描写よりも、「美麗」であるがゆえに酒呑童子の恐怖性や怪奇性はたかめられたのかもしれない。

少なくとも、記紀成立期(もしくは『古事記』の元になった口承の成立期以降、平安・鎌倉に至るまで、「美麗」が人に対して用いられる場合、その外見の美しさ(のみ)を評価する言葉として一般的に使われてきたことが理解できたと思う。

## (2) 貴族日記の「美麗」

創作である物語に対して、古文書や古記録(貴族日記)など現実の史実の過程で作成されたり記録された歴史史料には「美麗」はどのように使用されているのであろうか。

『日本書紀』を除いた五国史には「美麗」は次のように現れてくる。

・慶雲見于筑前国那賀郡之上、並皆彩色紛郁、美麗非常

(日本後紀逸文『類聚国史』・『日本紀略』)

天長三(八二六)年十二月己未)

・即有美麗濱、以五色沙成修

『続日本後紀』承和七(八四〇)年九月乙未条)

・伊勢国言、鈴鹿郡枚田郷戸主川俣具造継成戸口役茂麻呂妻川俣具

造藤継女産男、其体自胸以上、兩頭分裂、二人相对、四手相具、面貌美麗、頭髮甚黒、自腹以下、同共一体、生而一日死焉。

『続日本後紀』承和十三(八四六)年二月己卯条)  
伊勢国で結合双生児が生まれた記録である。わずか一日の命ではあつたが、「面貌美麗」な子であつたという。

・藤原朝臣春津卒、(略)春津風姿美麗、

『日本三代実録』貞観元(八五九)年七月十三日条)

・甲斐国八代郡立淺間明神祠(略)有一重高閣、以石構營、彩色美麗、

『日本三代実録』貞観七(八六五)年十二月九日条)

・為延曆寺、立式四條(略)其四、禁制山僧着美服、曰、美麗衣裳、

先師所制、

・応僧尼法服用綾羅錦綺等違法之色事(略)今或檀越等。好以綾羅

錦綺及諸美麗色、

『日本三代実録』貞観十六(八七四)年九月己亥条)

人間の外見に関する用例は、生後すぐ亡くなった乳児の記事と藤原春津の卒伝で、どちらも死者についての記述であり、記述の時点で生存している人間についてのものではない。その二例以外は慶雲、浜、高閣の彩色、山僧・僧尼の法服など事物に関する者が多く、『今昔』の用例六〇数例中、人以外の者が数例であるのとは著しい対比を見せている。

その後、国史が途絶えたと史料としては貴族の日記が中心となる。次に、その古記録の「美麗」の用例について検討を加えていく。

・新制(略)一、美服事、紅・紫両色、只禁美麗矣

『権記』長保二(一〇〇〇)年五月十四日条)

・改換下襲(初所著新調黄朽葉色、甚美麗也)

『権記』長保二(一〇〇〇)年七月廿七日条)

・堂莊巖甚以美麗也(寝殿也)

『左経記』寛仁二(一一〇一)年十二月十四日条)

・見物車美麗繁多

『左経記』寛仁四（一〇二〇）年十二月廿一日条

・菊其入物太以美麗

『春記』長曆二（一〇三八）年十月十七日条

・堂莊嚴太美麗

『春記』天喜二（一〇五四）年五月十九日条

・紙銀金泥計引水精軸、金泥外題、帙主如例、美麗無双也

『中右記』寛治元（一〇八七）年十一月廿二条

・女房装束美麗

『殿曆』康和四（一一〇二）年三月十九日条

・金物美麗

『中右記』永久四（一一一六）年九月十八日条

・調備衛重、其体美麗

『兵範記』仁平三（一一五三）年正月二日条

・御衣等美麗誠壯觀也

『山槐記』治承二（一一七八）年十一月十二日条

・十種供具、下官所調具也、美麗調之

『玉葉』寿永元（一一八二）九月十四日条

・更衣御装束（略）每物美麗

『吾妻鏡』建曆三（一二二三）年四月一日条

・絵色紙形美麗

『明月記』嘉禄元（一二二五）年六月卅日条

・為藏人佐奉行被下礼服、美麗也

『民経記』仁治三（一二四二）年三月十七日条

・舞人布衣装束美麗之至

『深心院閑白記』文永五（一二六八）年正月廿四日条

以上列挙した使用例から明らかなように、平安から鎌倉期にかけて事物の美しい様は一貫して「美麗」という言葉で表現されていたことがわかる。

前掲した事物に関する「美麗」の使用例は、代表的なもののみにとどめており、そのすべてではない。事物の美しさの表現をするのに「美麗」が一般的に用いられていたことの証でもある。

一方、人物の外見についての「美麗」の使用例は、以下に挙げるのみだけで極めて少数である。

・今夜左近将曹中臣近友頼滅、年六十余、故兼武男也、容顔美麗、所能勝他、舍人之中英雄者也

『中右記』寛治七（一〇九三）年十二月十八日条

中臣近方は近衛府の官人であり、儀式などの傍馬の籠などを務めた一方で、舞人としても有能だったらしく藤原師通の子忠実の舞の師とされている。舞人には外見の美しさも必要とされたのか、「容顔美麗」と評働されている。

『中右記』の人物に対する「美麗」は中臣近方についてのものだけだが、もう少し時代の下る九条兼実の日記『玉葉』には四例ある。そのうち、一例は中臣近方と同じ近衛官人についての記述である。

・左近番長秦兼次来、自院所下賜也（持来定長御教書、生年廿七）、（略）、伴男（略）、容顔美麗

『玉葉』文治二（一一八六）年三月十五日条

もう一例は舞人に関する記述である。

・次青海波二人、維盛、成宗、帯劍糸鞋出庭中、相替出舞、共以優美也、就中、維盛容兒美麗、尤足歎美

『玉葉』安元二（一一七六）年正月廿三日条

青海波を舞った二人の舞はどちらも「優美」であったが、平維盛の方は「容貌」が「美麗」であったというのである。衣装は同じであるから、この場合の容貌とは容姿全般のうちでもとくに顔立ちのことであったと思われる。近衛の官人であろうと貴族の子弟であろうと、人々に見られる存在であれば「美麗」という点は注目されたにちがいない。

・少将親能（定能卿息、生年十五歳）来蹴鞠、容貌美麗、又為堪能、尤足歎美

『玉葉』寿永二（一一八三）年四月廿九日条

・申刻、内大臣息侍従公継来(着水干装束、浮線綾白水干繡竜、紺葛袴、紫衣、生年十一歳、容顔美麗、進退叶度

『玉葉』元暦二(一一八五年)五月三日条

十一歳の藤原公継と十五歳の藤原親能についての記述である。『玉葉』にはこの年若い二人以外には、なぜか貴族の外見に関する「美麗」の記述が無い。とくに兼実が美少年について記述した理由が、単純に若さの美しさが目に止まったものなのか、はたまた性的な目で見ていたのかどうか、『玉葉』には特にその方面の記述がないのでわからない。

### (3)「美麗」

記紀成立の時代から人物や事物の外見の美しさを指す言葉として「美麗」は存在していた。しかし、なぜか貴族の日記には人物の外見に関する「美麗」は、わずかな例外を除けば見られない。人物の外見を指す「美麗」の用法が無くなったわけではない。ほぼ同時代の『今昔』の「美麗」の約六〇例の用法のほとんどすべてが人物についてのものであったことから、人物の美しさを示す言葉としての「美麗」が無くなったわけではなく、むしろ盛んに使われていたことがわかる。

ではなぜ貴族の日記には人物に関する「美麗」が僅かしか見られないのだろうか？

人物に対する「美麗」が『今昔』に多用されているのに対し、貴族の日記にほとんど見られない理由は、それぞれの性格によるものであると考えられる。『今昔』に代表される物語においては、人物は主人公であり、「形子美麗ニシテ心賢ク思量有ケリ」・「美麗ニシテ心ニ慈悲有ケリ」・「有様美麗ニナム有ケル。人柄モ吉カリケレバ」(いずれも前掲)などという主人公の性格付けは物語の進行上不可欠である。一方、貴族の日記の主人公は人間ではない。貴族の日記の基本的性格は、行事・政務などの作法や前例の子孫や関係者への記録・伝達であるといえる。その儀式・行事

が、誰によって準備されたかとか、どのような順序で進行されたかとか、誰がどのような作法・発言を行ったのかなどこそが重要なのであり、その人物の外見が「美麗」であったかどうかなどはそもそも興味の対象外である。その儀式に用意された調度や衣装がどの程度豪華で美麗であったかは記録しておかなければ、次に自分や子孫がその準備担当に任じられた際に礼を欠いてしまい、貴族社会で恥をかいってしまう可能性がある。そのため、人物の「美麗」は記述されないのに対し、事物についての「美麗」は前掲したように鎌倉期に至るまで、絶えることなく記述され続けたのである。例外的に近衛官人について「美麗」が使われるのは、馬の籠の役割は行列の衣装の美しさと同じ扱いであるからであろうし、舞人も同じくその美しさが行事の重要な要素であるからであろう。

以上述べたのはあくまで一般論であって、貴族の日記の場合、記主の個性によって大きく記述の内容が変わってくる。記主の興味の対象が人間に向かった場合は当然、個人的な感情や感覚の記述がなされる場合がある。次に示すのはある女性についての個人的感情を日記に書き込んだ実例である。

・参持明院殿、於西廊令謁女房督局、世事所雑談也、此女者、艶色之傾城也、争令知其思乎、雖追在羽林之旧跡、定成其嘲者歟、如何、数刻祇候、相共雑談

『民経記』貞永元(一一三三)年二月六日条

・参北白河院、於西中門廊謁女房督局、良久雑談、对緑樹之纒沙庭、見紅顔之透玉簾、争通艶色思、年来素懐何日散之、如何、談話已及心事、

『民経記』貞永元(一一三三)年五月八日条

北白河院とは、持明院基家の娘藤原陳子のこと、後高倉院妃で後堀河天皇の生母である。その女房「督局」が問題の女性である。『民経記』の記主藤原経光は「督局」に、「年来素懐を抱いていたようだが、在原業平のように口説いた所で相手にされないだろうし、どのように思いを伝えたい

のかと悩んでいる。経光は彼女について「艶色之傾城」であると記し、玉簾越しに彼女の「紅顔」を窺い、そして思いがいつ伝わるのだろうかと綴っている。(3)

「美麗」という言葉は用いられていないが、このように個人としての思いを記す場合には人間の外見についての言葉を当然用いるのである。

しかし、先に述べたように、平安から鎌倉期の日記の本質は個人の感慨の記録では無いので、この『民経記』のような例は極めて例外的かつ興味深い事例である。

## 二、「優美」

「美麗」の例でも掲げた史料を再掲する。

次青海波二人、維盛、成宗、帯剣糸鞋出庭中、相替出舞、共以優美也、就中、維盛容兒美麗、尤足歎美、

『玉葉』安元二（一一七六）年正月廿三日条

青海波を舞った平維盛と藤原成宗の二人の舞が「優美」であったという記事である。そのあとの維盛の容貌は「美麗」であったと続く。同一行事の記録の中で「美麗」と「優美」を使い分けているには意味があるのだろう。もちろん、言葉の重複を避けようとする修辭上の理由かもしれないとの懸念も生じうるが、そうでないことは検討の過程で明らかになる。

まず、注目したいのは「容貌」が「美麗」と表現されているのに対し、「舞」が「優美」であったとされていることである。「舞」とは、「容貌」とは違い動作を伴うものであり、

そこに「優美」の意味を探る手がかりがあるように思われる。

『日本国語大辞典』には「優美」として、「すぐれてうるわしいこと。上品で美しいこと。みやびやかなこと。また、そのさま。」とあり、用例

としては「人々閑談優美也」(『後二条師通記』寛治五年「一〇九二」六月二七日条)、「其曲優美」(『古事談』六・時光授笙於武吉事、「大」に、せいひきかりけり。容悠美にして言語分明也)、『平家物語』八・征夷將軍院宣)があげられている。

『平家物語』の用例は「はじめに」で述べたものでひとまず措くとして、説話集としての『古事談』と貴族日記としての『後二条師通記』の用例が示されている。それぞれ「優美」とされているのは、『古事談』では「曲」、「後二条師通記」では「閑談」であり、どちらも目に見えないものである点は共通している。以下、前章の「美麗」同様、物語と貴族日記の二つの観点で「優美」の用法を検討していくことにする。

### (一) 物語の「優美」

#### ○『古事談』

『伊勢物語』や『栄華物語』などの撰開期・院政期の物語には「優美」の用例は無い。あれほど「美麗」の使用例が頻発していた『今昔物語』にも、「優美」は一例も見つからなかった。筆者の見落としは考慮しなければならぬが、その使用の頻度の差は歴然としている。「優美」が説話や物語で使われる用になるのは中世に入ってからのことである。

『日本国語大辞典』に用例として採られている『古事談』は鎌倉時代初期の説話集で成立年代は不明だが、その編者源頭兼の「没年(＊一一一五年)を下限とし得よう」(『国史大事典』)とされている。

大辞典に用例として引用されているのは

京極殿召此武吉被吹笙、其曲優美、仍被尋師匠之処、依不分明被仰云、猶可為時光之弟子云々 (『古事談』六・亭宅諸道)

という部分。「京極殿」藤原師実が「武吉」という人物を召して笙を吹かせたところ「優美」であったので師匠の名を尋ねたところはつきりしなかったので、名手豊原時光の弟子とさせた、という話である。

また、それ以外の話にも「優美」の用例は有り、

一條院御時、臨時祭試楽、實方中將依遲參不賜插頭花、逐加舞之間、進寄竹臺許折吳竹枝插之、優美之由滿座感歎、依之試楽插頭、永用吳竹枝云云、  
〔古事談〕一 王道后宮

遅参して「插頭花」の準備ができなかつた藤原実方が竹台の「吳竹枝」を折つて頭に挿したのだが、そのとっさの機転とその姿が「優美」であつたと人々が感動し、以後は彼に倣つて吳竹の枝を挿すことが慣例となつたという逸話である。

○『曾我物語』

『曾我物語』は「鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて物語は成立」『国史大事典』とされているが、二例を見つけることができた。

・五百余騎の人々、すでに帰りけるに、(略)峰の嵐に誘はれて、各々が笠の端に散り懸りたる有様、やさしく優美にぞ見えける。

(『曾我物語』巻第二)

・經の一卷をも受けて読みしより、昼は終日読誦し、夜は読みしところまで父の菩提に廻向し、手跡の見苦しからざらんことを励み、心様も優美なりければ、別当もとりわけ不憫のことにぞ思はれる。

(『曾我物語』巻第四)

武士達の笠に葉が散り懸かつた様子がやさしく「優美」であつたこと、曾我兄弟の箱王が箱根権現の「別当の坊」へ入り修行している時の「心様」が「優美」であつたことが述べられている。

○『太平記』

「応安末年から永和年間(一三七五―七九)に、現在広く読まれている『太平記』が成立したとする考え方が有力」『国史大事典』とされる

『太平記』にも使用例がある。

昌黎驚きてこれを見るに、花の中に金字に書ける一連の句あり。  
雲横秦嶺家何在  
雪擁藍關馬不前

昌黎不思議の思ひをなし、これを読んで再三詠吟するに、句の優美延長なる体製のみあつて、その趣向落着の処を知りがたし。手に取りこれを見んとすれば、忽然として消え失せぬ。

〔太平記〕巻第一

「玄惠僧都談義事」に出てくる韓昌黎＝韓愈と韓湘殿間の逸話である。漢詩の句がどのように「落着」するかはわからないが、句の「優美」だけは伝わつたということである。つまり、漢詩の意味がわからなくても句の「優美」さはわかるということになる。

以上、物語や説話における「優美」とは、「吳竹枝」を挿した雅な姿、葉が散つた笠の趣ある風情、漢詩の情緒あふれた言葉など、全体としては優しく雅やかな風情や趣を指す言葉として用いられている。「美麗」が『今昔』で人物の設定や造形の言葉として用いられていたのとは異なつた様相を見せている。

(2) 貴族日記の「優美」

○「優美」の本質

『日本国語大辞典』に用例として採られている『後二条師通記』を以下に示そう。

八条罷向、民部卿光臨、新大納言・皇太后宮権大夫(公定)、殿上人五人(非殿上人一人也)、朗詠、催馬楽等、連句聯歌等、人々閑談優美也、西山日落間帰宅、賓客等各各分散、

〔後二条師通記〕寛治五(一〇九二)年六月廿七日条



この日、『後二条師通記』の記主藤原師通は、「民部卿源経信・「新大納言藤原家忠・「皇太后宮権大夫藤原公定や殿上人らとともに朗詠や催馬楽を楽しんだ。「賓客たちとの「閑談」、おそらくは朗詠や催馬楽などをも含む優雅な時間全体を「優美」と記述したのである。（4）

このような優雅な様子を表す「優美」の例は他にもある。

従曉更雪降、深及一尺三寸、終日不休、早日参内、依雪興也、先是主上渡御釣殿、侍臣四五輩祇候之、件釣殿在中門南廊廊南、其路無板敷、仍地上敷蒨道、経右近陣中陣へ在中門南廊渡御也、雪色皎然、風流之勢弥以優美也、不異洞庭歟、

『春記』長曆四（一〇四〇）年十一月十一日条

初雪が降り天皇が釣殿に渡り雪を愛でた記事であるが、その雪景色が美しく「風流之勢」が「優美」であったというのである。「優美」が「風流」な情景を示す例をもう一例あげておく。

巳時許令立志志給、申時許着鈴香、国司有儲云々、今日於途中微雨、又向故輔親領所藤形、其所太以優美也、風流不可云尽也

『春記』長曆二（一〇三八）年十月一日条

伊勢への往反の途中、一志から鈴鹿にかけてにあった祭主故大中臣輔親(5)の所領の藤がとても美しくそのような情景を持つ「其所」ははなはだ「優美」であり、「風流」は言い尽くせないほどであったという。ここで注意したいのは、単純に藤が「優美」だということではなく、そのような情景を持つ「其所」が「優美」だということである。単純な藤単体の美しさを感じているのではなく、その「所」に「優美」を感じているのである。

同様に自然を「優美」と感じる例は他にもある。

六条院渡虹橋上、優美不少、高陽院池上、水面澄如鏡鑑、寄眸照曜、眺望無極、（『後二条師通記』寛治七（一〇九三）年正月一日条）

六条院に虹が架かりその「優美少なからず」おおいに優美であった、ということである。これも虹が単体としての美しさではなく、虹が

架かった六条院の情景が「優美」であったというのである。このような「優美」をもう少し具体的に示してくれるのが以下の史料である。

参東□□殿、彼是云、前女御自今日限五箇日行講説、是為滅罪云々、（略）其装束尽花麗、前庭水石、甚以幽奇也、事々優美也、

『春記』永承三（一一〇四）年閏正月十日条

「前女御」すなわち後朱雀天皇女御藤原延子（右大臣藤原頼宗女の滅罪の為の講説が「東□□殿」で行われたのだが、その「装束」つまりその会場のしつらえが「花麗」であり、前庭の池や石の趣が「幽奇」であった。そして、そのような「事々」すべてが「優美」であったというのである。装束の「花麗さ、庭の「幽奇」さといった個々の情景ではなく、それらを総合的に評した言葉が「優美」なのであった。

貴族の日記ではないが同時代の『吾妻鏡』に、次のような一節がある。

本三位中将依武衛御免有沐浴之儀。其後及秉燭之期、稱為慰徒然、被遣藤判官代邦通、工藤一臈祐経、并官女一人（号千手前）等於羽林之方。剩被副送竹葉上林已下、羽林殊喜悅、遊興移剋、祐経打鼓歌今様、女房弹琵琶、羽林和横笛。先吹五常楽、為下官以之可為後生楽由称之。次吹皇響急、謂往生急。凡於事莫不催興。及夜半、女房欲帰、羽林暫抑留之、与盃及朗詠。燭暗数行虞氏派、夜深四面楚歌声云云。其後各帰参御前。武衛令問酒宴次第給。邦通申云、羽林、云言語、云芸能、尤以優美也。

『吾妻鏡』元暦元（一一八四）年四月廿日条

「本三位中将」は「羽林」とは、「武衛」は源頼朝の捕虜になった平重衡のこと。頼朝は重衡の「徒然」を慰めるために、藤原邦通・工藤祐経・千手前の三人をおくった。そこで音楽や朗詠が行われた。頼朝からその様子を問われた藤原邦通は、重衡様は「言語」といい「芸能」といいまことに「優美」な方でございます、と答えた。この場合の「言語」とは、捕虜であり

処刑を待つ我が身の状況になぞらえて、「五常楽」の曲名を「後生楽」、「皇聲急」の曲名を「往生急」と言い換えた才のことをいう。また「芸能」とは、その演奏の際の「横笛」の技術や千手前に杯を与えた時の朗詠の詩と歌声をいうのであろう。それを併せ持つ重衡は非常に「優美」であるというのである。

以上の用例の検討から、「優美」というのは、催馬楽や朗詠の単体ではなくそれらを含み会話が行われた優雅な時間、「花麗」と「幽奇」を併せ持った亭宅の「風流」な情景、「言語」と「芸能」のどちらも併せ持つ優雅な振る舞い、これらを当時の人々は「優美」と表現したのである。

### ○「説法優美」

以上述べたような総合的な美的感覚としての「優美」が頻繁に使われるようになるのは一一世紀以降であって、それ以前の使用例は少ない。管見の限りの「優美」の初見例は、次の『文徳実録』の例である。ちなみに、いわゆる延喜元(九〇二)年成立の『三代実録』迄含む六国史での「優美」の使用例はこの一例のみである。

内供奉十禪師傳燈大法師位光定卒。光定、俗姓贄氏。伊豫国風早郡人也。(中略)弘仁三年夏四月十八日東大寺戒壇受持具足戒。其後敬問大師、學習宗義。五年至興福寺。與義延法師、共論本宗義、頗有優美之称。

『日本文徳天皇実録』 天安二(八五八)年八月戊戌条  
 僧光定が僧義淵と法論を行った際、その論議が「優美」であったというのである。このような僧の振る舞いが「優美」とされる例は、この後も多い。

其後於清涼殿有内論議、次第如例、但當講法眼覚真(信)(殿下御子)・天台已講明胤、論義之間互以優美也、

『中右記』寛治七(一〇九三)年正月十四日条

論議が優美だったとは具体的にどのような状態を指すのであろうか？それを示唆するのが次の二つの『中右記』の維摩会に関する記事である。

・維摩会勅使弁帰來談云、大会七日間次□□「講師御寺僧長眷、論議問答優妙也、近代無如此輩、弁説如湧、諸僧褒眷、専寺堅者二人、(禪覚・禅仁)、共優美也、東大寺堅者一人頗劣歟、

『中右記』長治元(一一〇四)年十月十七日条

・夕座事畢、堅者慶覚(年廿三)(故貞禪僧都弟子、故祐家中納言息)一問東大寺勝運得業(及四重、精義者行政律師、問答之詞頗以優美也、

『中右記』承徳二(一一〇九)年十月十一日条

僧長眷の論議の問答が「優妙」であったという。この場合の「優妙」とは論議問答の際の弁説が「湧く如き」状況を指す。禅覚・禅仁の二人も長眷には及ばなかったのかもしれないが「優美」であったようである。「問答之詞」が「優美」であったというのも、弁舌が滞ること無く「問答」が行われたことを表しているであろう。

法会に際して「優美」が用いられる場合、一番多い例は「説法優美」という用例である。

着直衣參旧院、依聞中宮御仏事之由、于時導師(道頭)(略)今日説法優美也、可云能説歟、而年来無名眷如何如何、

『愚昧記』養和元(一一八二)年二月六日条

僧道頭の中宮仏事に際しての説法が「優美」であり、このような人物が年来何の評価もされないことに『愚昧記』の記主三条実房は首をかしげている。僧道頭は同年正月廿七日にも「説法優美」と評され『愚昧記』同日条)、三条実房は僧道頭を高く評価しているようである。その「優美」の実態をうかがわせる説明として「能説と云ふべきか」と記述されている。前掲の「湧く如き」弁説と同じ状況であろうか。

問答ばかりが「優美」なのではない。『民経記』嘉禎元(一一三五)年十月十三日条の維摩会の記事に

豎義之間、探題法印云表白云精義、甚以優美也、

とある。「探題」である法印の「表白」と「精義」が「優美」であったという。

「探題」は、豎義論義の出題にあたる職衆である。「表白」とは、法会勤修の趣旨を本尊や参集の僧侶に告げるために読み上げられる文を指し、「精義」は論議の判定を指すようである。(6)「専寺探題」・「他寺探題」という

ふたつの名称が存在しながら、実際には興福寺別当の勤仕、すなわち「専寺探題」が恒例化していた点、また事前に「夢見」の儀式を行い、堅問(豎義論義問者)と「精義」にそれぞれ論義の問題を手渡すという点など、この職衆の果たす役割についての関心は、尽きない。前出の「精義」は論義の判定を職掌とする。判定は得・略・末をもって下され、一〇問中六問以上が得であれば及第であった。(7)

入夜有御念仏、廻向僧(賀珍有(○者カ)丹波僧云々)、立「  
優美、

『左経記』寛仁四(一〇二〇)年三月廿二日条)

史料大成本は読めない部分も多いが、国際日本文化センターデータベースは

夜に入りて、御念仏有り。廻向僧(賀珍てへり。丹波の僧と云々)、  
音、甚だ優美なり。

と訓読しており、僧賀珍の念仏の「音」が「優美」であったということになる。「能説」・「湧くが如」き弁説などという言語能力の要素以外にも、音感的・音楽的な部分で「優美」が感じられていたことを示している。この他、「説法優美」の例は枚挙に暇無い。(8)

「説法優美」とは、弁舌や声などの複数の要素をすべて含み混んだ評価であったと言つて良い。一方で、前節で述べた「美麗」が、説法を評価される語として用いられている例は以下の『殿暦』の一例のみである。

申剋許参五条殿、講説也、講師(覚俊已講)説法美麗也、

『殿暦』永久元(一一三〇)年三月十日条)

説法のような抽象的な物に「美麗」が用いられることは珍しく、特異な一例である。おそらくは「優美」とすべきところなのだが、人間がそのときの気分や筆の勢いで言葉を選択するため、類似した用語を使つてしまったというものであろう。

○「所作優美」(礼法優美)

人間の振る舞いに関しても「優美」という言葉で評価される場合がある。

・令権亮維盛啓候由(件人生年十二歳云々、而進退作法尤優美、人々褒誉)

『愚昧記』承安二(一一八四)年二月十日条)

・権亮維盛、雖年少十四云々、作法優美、人々感歎

『玉葉』承安二年二月十二日条)

年齢に錯綜があるものの十代前半の平維盛「候由」を啓すという役割を行った際の「進退作法」が優美であると、『愚昧記』の記主である大納言三条実房と『玉葉』の記主右大臣九条兼実の二人から「優美」とされているのだから、よほど目に付いた「優美」さなのであろう。維盛は「容兒美麗」『玉葉』安元二(一一七〇)年正月廿三日条)外見の美しさでも有名だが、この場合注目されているのは「進退」である。「容兒」はいわば静止画としての美であるのに対し、「進退」は文字通り進んだり退いたりの一連の動作でありいわば動画としての美である。

『玉葉』には、安元二年四月の除目直物での参議藤原実守の作法が「優美」とされている。『玉葉』の記主九条兼実はその上卿、参議藤原実守は執筆の役割を果たしている。

抑実守直物作法太以優美、仍以消息感之、報状云、此御教書深納管底、宣伝子葉云々、

『玉葉』安元二年四月二日条)

感じ入った兼実は実守に手紙でその評価を伝え、実守はその手紙を大切に保管し子孫に伝えますと述べている。よほど、兼実はその作法に感じ入ったのか、

入夜参女院御方、関白被候、退出之次、来居余前被談雑事、其次被問直物執筆作法、答優美之由了、《玉葉》安元二年四月八日条とあるように、関白藤原基房に対してもその作法が優美であったことを語っている。

具体的にどういうことかは『玉葉』三月卅日の除目直物の記事に詳しい。卅日条の末尾には「今日、参議作法優美、足感敷とあり、すでにその当日から実守の作法に感心していたことがわかる。当日の動きを追ってみることにする。

- ・ 次外記先持参硯、自参議座下方(南也)進之
  - ・ 参議乍持笏、引寄硯筥、件硯入折堺紙也、
  - ・ 参議取出返給外記、仰云、是何物哉、外記申云召名也、
  - ・ 参議云、然者何不立籤哉、於折堺紙者、随召可進也者、即外記取之退下了、
  - ・ 次参議置笏以右手取上勘文筥、以左手引遣硯筥於右次外記進召名、
  - ・ 参議置笏取之先置座前、次第見籤銘、並置筥中右方、次先帖置當年召名於筥中、召名四通皆帖置了、摺墨染筆(二卷)、如本置筆台、取笏候気色、余目之、
  - ・ 参議置笏披勘文、見合召名、次左手取召名、
- 詳細は煩雑な手続き・作法であるため省略するが、外記などへの指示も的確かつ迅速にこなしているようである。また、上卿である兼実との関係も記されている。(○||藤原実守、●||九条兼実、の発言・行動を示す)

○(参議)取笏申上曰、権中納言(実綱也)承安四年名替申文候、可召彼年召名敷、

●余問何国哉、

○(参議)答曰上野也(太宰陸奥以五年為任限、自余国以四年為任限、故問之、

●余又曰、然者任限過了敷、其条如何、  
○実守曰、所存又然、可問例於外記敷、  
●余諾、

権中納言藤原実綱の「承安四年名替申文」をめぐる問題で、上卿の質問に淀みなく答えたり、外記に例を質問したりしている。

以上、文字上からではどのあたりが「優美」であったかは伝わってこないが、除目直物の執筆として上卿や外記との円滑な対応が「優美」であったのだろうか。

このような一連の動きの「優美」は貴族の政務や儀式に限られたことではなく、次に示す史料のように僧侶の動きでも使われている。

・ 今日東大寺覚樹君堅義(故六条右府息也)略探題律師永縁也(注記勝超、後聞、覚樹君所作優美也云々)

《中右記》康和五(一一〇三)年十二月一日条

・ 一乘院法印被勤他寺探題、所作優美、万人莫不拭感涙云々、

《玉葉》治承四(一一八〇)年十月十八日条

・ 早且向九条、奈良禪師上洛、為聞堅義所候也、申刻始之、円長、精義、如法三問了、所作之優美、実驚耳、問答成敗非幼年之所

《玉葉》建久元(一一九〇)年十一月廿四日条

などとあるように、いわば受験者である堅義の側であっても、試験官である探題の側であっても「所作」の「優美」が賞賛されている。弁舌とか声とかもちろん容姿とかではなく、その場での一連の動作が「所作」であり、そこを「優美」とされているのである。

○「物具優美」

もちろん人間以外の事物に対しても「優美」は用いられている。いくつかの例を示そう。

次置女房捧物、々々甚優美、以金銀為風流、

《小右記》長和元(一一二二)年五月十七日条

女房の「捧物」が優美であったということであったが、金銀で飾られているということ以外、何が「優美」なのかの説明はない。おそらく全体として「優美」だと感じられたのであろう。

賀茂祭使について以下の記述がある。

使左〔右〕中将頭実朝臣、物具優美之由人々被申

〔中右記〕嘉保二（一〇九五）年四月廿日条

賀茂祭の行列を見物している人々が、賀茂使藤原頭実の「物具」が「優美」であったと述べている。この場合の「優美」は対象が「物具」であり、物の特定はせず、賀茂の使としての装束全体（持ち物なども含め）が「優美」であったのである。

また、『小右記』には、次のように記されている。

冷泉院・神泉苑絵図（故常則所画）送皇太后宮大夫許（俊賢）為令伝奉  
左相府、昨日車中所談也、有可見之答、仍奉送耳、皇太后宮大夫返  
報云、只今可伝奉、太優美物者、

〔小右記〕長和二（一〇二二）年三月卅日条

皇太后宮大夫源俊賢を通じて左大臣藤原道長に送った冷泉院と神泉苑の絵図が「優美」であったとの返事が、『小右記』の記主藤原実資の許に届いたという史料である。これも絵図という具体的な物に対しての「優美」という評価である。ただ、それが美術品として優美であったのか、冷泉院・神泉苑を題材として描かれているということが優美であったのか、どちらも可能性があるように思う。

現代の法律用語ではないので意味や用法が厳格に統一されている訳ではない。当然のことながら文章の書き手の個性やその時と場の状況、あるいは誤使用などさまざまな理由による例外的な使用も多く想定しうるが、基本的に事物に対する「優美」とは、ある特定の要素や部分が美しい、とか、色合いが美しいというものではなく、全体として優雅で美しい物に対して用いられることが一般的なようである。それは、風流な場を「優

美」としたり、静止画ではなく動画として美しさを「優美」とする前述してきた語感と共通するものである。

## おわりに

以上、「美麗」と「優美」という二つの言葉の指す意味について、物語・説話と日記などの歴史史料のふたつの観点から検討を加えてきた。その結果、「美麗」は容顔などのようにある特定の場所などの端正な美しさ（のみ）を表す場合に使用されることが多く、「優美」は限定的な一つの要素ではなく、場や所作などのようにその全体としての優雅さを表す場合に使用されることが多いことがわかった。誤解を恐れずあえて極論すれば、「美麗」は静止画のある部分をピンポイントでクローズアップして美を眺める観点であるのに対し、「優美」は動画を全編見終わった後に感じる感動のようなものといえる。もちろん何度も言うように、言葉の問題なので書き手の個性や状況によっていろいろの違いが出てくるため、本文でも提示してきたように例外的なものも当然存在はしている。

第二表は各典籍ごとの使用例をまとめたものである。表中『風土記』から『九曆』までを比較すると、「美麗」二二例、「優美」一例である。その後は、おそらく記主の個性や関心、地位などによって使用例は様々の様相を呈してくる。事務官的要素の強い『左経記』や『兵範記』に「美麗」が多いのは、調度や行事の装飾などの業務の記録上で表記されたことが推測されるし、『小右記』『中右記』『玉葉』といった大臣クラスになると細々とした美しさよりも全体的な「優美」さの方に関心が向いたのであろうか。『御堂閔白記』がそのどちらも表記しないのも、また藤原道長の個性なのかもしれない。情緒的な記事の多い『民経記』に「優美」が多いのも記主の個性が表れているのだろうか。

第二表  
「美麗」と「優美」の用例数

	美麗	優美
風土記	4	0
古事記	3	0
日本書紀	8	0
続日本紀	0	0
日本後紀	1	0
続日本後紀	2	0
日本文徳天皇実録	0	1
日本三代実録	4	0
貞信公記	0	0
九曆	0	0
御堂関白記	0	0
小右記	0	5
権記	2	0
左経記	5	2
春記	6	4
中右記	33	15
後二条師通記	4	8
殿曆	11	0
兵範記	29	0
山槐記	12	1
玉葉	21	58
愚昧記	0	5
猪熊関白記	0	0
民経記	10	8
岡屋関白記	0	3
栄華物語	1	0
大鏡	1	0
今昔物語集	63	0
平家物語(屋代本)	2	1
曾我物語	2	2
太平記	6	1
吾妻鏡	4	3

とはいうものの、十世紀以前の「美麗」と「優美」の使用例の数の歴然とした違いには、何か意味があると考えなくてはならないであろう。『文徳実録』に「説法優美」の使用例が存在することから見て、十世紀以前にその言葉や概念がなかったわけではないことはわかる。しかし、国の正史で皇族や貴族層の美しさを表現する用語として用いられなかったということは、「優美」は公的な「美」として意識されていなかったことを意味する。日本書紀の天皇や皇妃の美しさは「美麗」で表現されることは多々あったも、決して「優美」では表現されなかった。

一方、物語などにおいては『今昔』における「美麗」の使用例の多さとは「優美」の例がないことをどのよう考えたらいいか、文学者ではない私には手に余るが、「優美」がより抽象的で感覚的な言葉であるために、よほど場面が具体的に描写されていない限りは、物語として「優美」と書いても読者に書き手の側の感じる「優美」感が伝わりにくいといった理由でもあるのであろうか？

十一世紀以降中世にかけての間の美意識の特徴は、十世紀頃まで意識はされていたものの美的な価値としてあまり認識されてこなかった「優美」という複合的かつ総合的な美に人々が目覚めたことにある。もちろん、何をもって「優美」とし、それがいかなる基準によるかは、記録の記主によって異なることは言うまでもないが「優美」という基準に重きを置く時代になったと言つて良い。

最後に、「はじめに」で示した疑問に結論を付さなければならぬ「高さ一丈ばかりもあるらんと見え、髪は禿に白く肥え太り、容顔美麗にして、年四十ばかりに見えたる」酒吞童子とは、たんに顔立ちが整っていたというだけのことであつて、四十代で「美麗」と評されることがあり得ることは本文でも述べてきた。身長が一丈、髪型が禿で、白く肥え太つていながら、顔立ちが美しいというアンバランスがかえつて物語での酒吞童子のビジュアルを異界のものとして印象づける作用を果たしていたのかも

しない。

また、「顔大きに、せいひきかりけり。容貌優美にして言語分明なり」と物語に登場してくる頼朝像の場合は、顔は大きく背は低いものの全体としての容貌（容顔）と書かれていないことに注意が氣品にあふれている様を表現しているのだろう。「容貌優美」と並列で表記されている「言語分明」も弁舌の明瞭さという意味では「優美」の概念に含まれている事例もあり、どちらも当時の貴族などの支配者層にとつての優雅さとしては不可欠なものであつたに違いない。『平家物語』は、支配者として申し分の無い頼朝の人物像の造形をこの部分で意図したのかもしれない。（9）

なお、本稿では「美麗」と「優美」という特徴的で使用例も多い二つの語句に限定して焦点を当てて検討を加えてきたが、「閑麗」（『三代実録』元慶八年九月丁丑条・廿日丁丑、『岡屋閑白記』元仁元年八月十一日条他）、「華麗」（『春記』永承五年三月十五日条、『中右記』康和四年二月廿日条他）など用例は少ないものの他の類義語も多く、残された課題も多い。

本稿は、従来完成された芸術表現である作品を研究対象とする美術史からのみの検討しかなされてこなかったいわゆる「国風文化」の時代の「美」について、芸術家ではない人々の美意識を文献史学の側から探るという方法で追究しようとした第一歩である。「美」は才能溢れた芸術家による作品として産み出されるが、その時代の人々の「美意識」はそれとは別個に検討されなければならない。少々言い訳がましいが、その視角の正当性に自信はあるが、方法は暗中模索の段階である。

註

(1) 新編日本古典文学全集『今昔物語集』（小学館による）。

(2) 「少将忠一初令習舞、師将曹近友也」〔後二条師通記〕寛治二年二月廿八日条とあり、近方が若き日の藤原忠実の舞の師となつてい

ることがわかる。また、「春日祭 饒馬籠、院御隨身、近友、将曹」〔中右記〕寛治二（一〇八）年十一月十一日条とあり、春日祭の馬の籠の役割を果たしている。さらに、「閑白賀茂詣舞人、（近友）院御隨身」（略）」〔中右記〕寛治六（一〇九）年四月廿日条とあり、閑白賀茂詣での舞人となつてい

(3) このあたりのいきさつや貴族の日記については、尾上陽介『中世日記の世界』（山川出版社日本史リブレット三〇）が詳しく、そして読みやすい。

(4) この時期、民部卿源経信は以下に示すように、朗詠や催馬楽にしばしば参加している。

・ 有朗詠、民部卿也 〔後二条師通記〕寛治二年四月十七日条

・ 民部卿持拍子、被歌催馬楽、美乃山 〔中右記〕寛治四年十一月廿日条

・ 民部卿催馬楽被哥（美乃山・席田・伊勢海云々） 〔中右記〕寛治六年十一月廿五日条

・ 民部卿取拍子、歌催馬楽、此殿・伊勢海・庭生、歌朗詠、依为新所被歌此殿、尤有興事也、〔中右記〕嘉保元年正月二日条

また、次のように「連歌連句」も営まれている。

・（賀茂臨時祭）「相待使帰参之間、於下侍方連歌連句、倭漢任意、宮内丞藏人宗仲執筆、興頗入魔敷」

〔中右記〕嘉保二年十一月廿九日条

参加している「非殿上人一人」は以下の史料のように「文人」である

ったのであろう。

・(高陽院初作文文人等(中略)非殿上人長忠・知房・季実・師保

〔後二条師通記〕寛治七年六月廿八日条

(5) 「去六月齋王輔親卿入亡云々」〔春記〕長暦二(一〇三八)年八月二十八日条)とあることから、この年の六月に故人となっていたことがわかる。

(6) (7) 高山有紀「中世南都寺院における維摩会講師の修学活動——伝受と加行についての一考察——」〔日本の教育史学〕三六

(8) たとえば、

『玉葉』では、承安三年七月七日、安元二年七月廿四日・八月廿四日・九月七日、安元三年七月八日、養和二年正月廿二日、寿永元年十一月廿八日、文治四年六月卅日・八月卅日、建久二年二月廿日・七月廿日・閏十二月十八日、建久六年九月十六日の各条。

この他、『岡屋関白記』寛元四年閏四月廿五日条、『民経記』建長四年十一月廿四日条など多数ある。

(9) このような頼朝の造形について、野口実氏は王化された頼朝のイメージが視覚的・聴覚的に完成されたもの〔武門源氏の血脈〕中央公論新社)とされ、高木信氏は、王権に「マツロワヌモノ」の身体と王権の中心に従属する身体の両義的表現とされている〔平家物語 想像する語り〕森話社。しかし、より検討を要すると思われるので、現時点では私はこれには踏み込まない。

〔付記一〕

広島大学関係者には教員として教壇に立っている方が多いはずですが、そんな方々には「優美」という用語ですぐに思い当たる平安時代の史料があると思います。

太閤招呼下官云、欲読和哥、必可和者、答云、何不奉和平、又云、「誇りたる哥になむ有る、但非宿構者、一此世乎は我世とそ望望月の虧たる事も無と思へへ」、余申云、御歌優美也、無方酬答、満座只可誦此御哥、

〔小右記〕寛仁二年十月十六日条

三女である威子の後一条天皇の立后の祝いの席での有名な、いわゆる「望月の歌」を記述した『小右記』の一節です。歌心の無い筆者にも、とても「優美」な歌とは思えません。道長本人も座興の戯れとして詠んだつもりなのか、自分の日記『御堂関白記』には記していません。

ところが、『小右記』の記主藤原実資は「御歌優美なり、酬答に方無し」と記しています。この場合の「優美」はどう考えたらいのでしょうか? ①文字通り受け取って、道長の歌が本当に素晴らしいと思ってしまうか? ②たいした歌ではないがその場を盛り上げるための追従として「優美」と記した、③一家から三人の妃が実現し、それを祝う華やかな宴の場で道長が歌を詠む、その全体を「優美」と感じた、などの可能性が考えられます。本文での検証からは③のような気がしますが、もう少し検討していきましょう。

それには『小右記』がどのようなニュアンスで「優美」を使っているかを検討しなくてはなりません。道長や実資の活躍した十一世紀前期には、小雨にそぼ濡れた藤の花のある「領所」(＝邸宅・庭園?)を「優美」と捉えたり(『春記』長暦二年十月一日条、初雪の雪景色を「優美」と感じる(『春記』長暦四年十一月十一日条)など、総合的な「美」としての「優美」を記録する藤原資房のような貴族もいました。

『小右記』の「優美」の用例は、この箇所以外には四例あります。それ



は「捧物甚優美（長和元年五月十七日条）」、「（絵図）太優美（長和二年三月卅日条）」、「雑具等太優美（寛仁四年十月廿四日条）」、「優美宿装束（治安元年十二月四日条）」の四例で、いずれも単純な物具や絵に対して「優美」を用いています。実資の「優美」は比較的限定的な対象に向かう傾向が読み取れます。

とすると、本日条の「優美」はすなおに和歌に対するものと考えられる方が自然でしょう。いわゆる望月の歌が和歌として「優美」かどうかは判断が付きませんので、その可能性も否定できません。しかし、この場合は『小右記』の記主実資による藤原道長への盛大なヨイシヨと考えた方が自然のような気がします。ただ、あくまで気がするという無責任な感覚でしかありませんが。

〔付記二〕

坂本先生、卒寿おめでとうございます。ただたんにお元気なだけでなく、『史人』に毎号論文を発表され研究者としてもまだ現役でいらつしやるお姿は、まさしく「史人」そのものです。その跡を追い、少しでも近づきたいと思いつつも、却って自らの非力を思い知る毎日です。

下向井さん（あえて先生とは呼ばず、親しみを込めて「さん」付けで）、お疲れ様でした。後輩や弟子たちにも温かいまなざしで接していただけてきたこと、心よりお礼申し上げます。また、研究者としても、真摯に史料と向き合う姿勢は坂本門下の理想型といえましょう。

今回、この記念すべき本誌に、私は文献史学から美意識に迫る無謀な試みを寄稿させていただきました。ふつうなら「なんだこれは」と叱られるところですが、「また曾我君がおかしなことに食いつき始めたな」と坂本先生や下向井さんは笑って見守ってくださいのだろうと、勝手に思い込んでいます。

大学院演習『小右記』講読担当者一覧②

二〇一四年～二〇一七年

演習日	担当条	担当者
二〇一五年		
四月一〇日	寛仁二年一〇月二六日条	孟 瑜
四月一七日	寛仁二年一〇月二七日条	鎌田祐介
四月二四日	寛仁二年一〇月二九日条	復本真利江
五月一日	寛仁二年一〇月二〇日～二二日条	鎌田祥子
五月八日	寛仁二年一〇月二三日条	藤本理志
五月二一日	寛仁二年一〇月二三日条	橋本訓典・藤川千穂
五月二九日	寛仁二年一〇月二三日条	鎌田祐介・復本真利江
六月五日	寛仁二年一〇月二三日条	鎌田祥子・藤本理志
六月二二日	寛仁二年一〇月二三日条	橋本訓典・藤川千穂
六月二九日	寛仁二年一〇月二三日条	鎌田祐介・復本真利江
六月二六日	寛仁二年一〇月二三日～二五日条	鎌田祥子・藤本理志
七月三日	寛仁二年一〇月二六～二七日条	橋本訓典・藤川千穂
七月一〇日	寛仁二年一〇月二八日～二九日条	鎌田祐介・復本真利江
七月二七日	寛仁二年一月一日条	鎌田祥子・藤本理志